

# 最高裁判所説明資料

裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年 (7月末)	
イ	裁判員候補者名簿記載者数	3,130,406	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	229,200	233,600	230,600	233,300	232,800	
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	43.1	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	56.8	55.8	51.4	55.3	50.9	23.6	
ハ	選定された裁判員候補者数	1,347,655 [103.8]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	123,059 [102.4]	132,831 [112.4]	127,811 [115.8]	120,187 [124.4]	127,490 [124.1]	118,754 [118.6]	55,013 [124.2]	
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	401,771	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	39,485	36,011	39,703	38,578	18,529	
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	945,884 [72.8]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,304 [71.8]	92,076 [77.9]	88,326 [80.0]	84,176 [87.1]	87,787 [85.5]	80,176 [80.1]	36,484 [82.4]	
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	430,846	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	41,563	41,707	44,907	39,523	18,007	
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	515,038	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,953	48,270	46,763	42,469	42,880	40,653	18,477	
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	370,417 [28.5]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,543 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]	32,598 [27.6]	30,313 [27.5]	27,152 [28.1]	28,961 [28.2]	27,874 [27.8]	12,629 [28.5]	
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	27.5	40.3	38.3	33.5	30.7	28.5	26.7	24.5	23.7	22.6	22.7	23.5	23.0
		(「チ」/「ト」)	71.9	83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.4	67.5	64.8	63.9	67.5	68.6	68.3
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	98,644	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	8,324	7,528	7,498	7,299	3,052	
ル	(a)	辞退が認められた裁判員候補者の総数	850,069	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201	82,647	79,284	85,484	79,236	36,868
	(b)	辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	63.1	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9	64.7	66.0	67.1	66.7	67.0
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	317,859 [24.5]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,785 [23.9]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]	27,554 [23.3]	25,678 [23.3]	22,954 [23.8]	24,853 [24.2]	24,044 [24.0]	11,067 [25.0]	
ワ	選任された裁判員の数	74,620	838	8,673	8,816	8,633	7,937	6,938	6,768	6,363	5,536	5,905	5,718	2,495	
カ	選任された補充裁判員の数	25,349	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	2,140	1,896	1,989	1,919	850	

- (注) 1 「イ」は刑事局の集計結果であり、平成29年以降は、実際には裁判員候補者に選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。なお、18歳及び19歳の者については、名簿調製後直ちに削除されるため「ハ」には含まれない。
- 2 「ハ」ないし「ヲ」は延べ人員であり、速報値である。
- 3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められたもののほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、更に前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
- 4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
- 5 「ヌ」には、理由あり不選任決定(裁判員法34条4項)、辞退による不選任決定(同法34条7項)、理由なし不選任決定(同法36条)及び質問なし不選任決定(同規則35条2項、3項)がされたものを含み、くじ等による不選任決定(同法37条3項)がされたものは含まない。
- 6 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
- 7 「ワ」及び「カ」は実人員であり、概数である。
- 8 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
- 9 [ ]は、判決人員(累計12,985人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,202人、平成27年1,182人、平成28年1,104人、平成29年966人、平成30年1,027人、令和元年1,001人、令和2年443人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。